

令和7年度

横浜町空家除却支援事業のご案内

○周囲へ影響を及ぼす恐れのある空家を**除却（解体及び撤去）**する所有者等に対して、**除却費の一部を補助**します。除却含め、空家全般の相談については横浜町役場総務課へご連絡ください。

内訳	補助額	募集戸数	申請期間
その他空家	対象事業費の40%(上限30万円)	5軒	令和7年 5月 1日から 令和7年12月26日まで
老朽危険空家	対象事業費の40%(上限50万円)	3軒	

※予算の範囲内において先着順となります。

補助金交付申請の前に、交付対象となるか確認するために必ず空き家の「事前調査」を行います。

事前調査申込みは電話のみで可能ですので、横浜町役場総務課（0175-78-2111）へお気軽にご相談ください。

○補助対象条件

対象建築物

- ①～③の要件いずれにも該当する建築物
 - ①町内に存するもので、おおむね1年以上使用されていない住宅であること
 - ②固定資産税課税台帳に登録されているもの
 - ③国、地方公共団体等による他の補助金等の対象となっていないものであること

※老朽危険空家は、町職員の現地調査によって空家の不良度を採点した上で決定します。

対象者

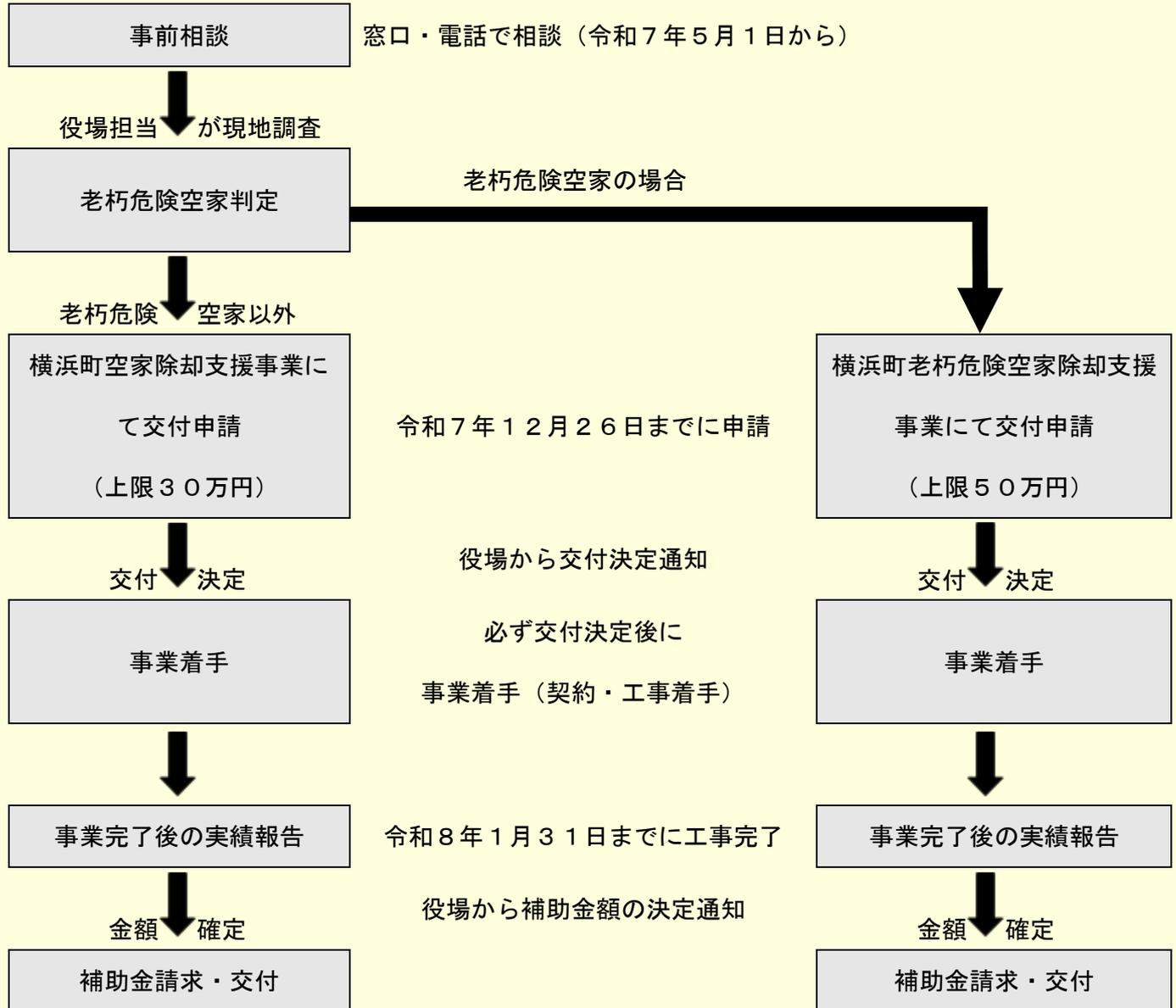
- ①及び②の要件いずれにも該当する者
 - ①対象建築物の**所有者、相続人、所有者または相続人から除却についての同意を得た者のいずれか**
 - ②町税等の**滞納がない者**

※所有者が複数いる場合又は所有権以外の権利が設定されている場合等は権利者の同意を得る必要があります

対象事業

- ①～⑤の要件いずれにも該当する除却工事
 - ①横浜町内業者によって除却工事を実施するもの
 - ②補助対象空家の**全てを除却**するもの
 - ③**令和8年1月31日までに完了**するもの
 - ④補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結又は工事着手していないもの
 - ⑤立木及び家財等動産処分を含まないもの

○申請スケジュール



○必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類様式など、詳細については横浜町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは総務課の窓口に備え付けているほか、横浜町ホームページからダウンロードすることができます。